

愛媛県管工事協同組合連合会定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 本会は、会員及びその組合員（以下「所属員」という。）の相互扶助の精神に基づき、所属員のために必要な共同事業を行い、もって所属員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、愛媛県管工事協同組合連合会と称する。

(地区)

第3条 本会の地区は、愛媛県一円の区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本会は、事務所を愛媛県松山市に置く。

(公告方法)

第5条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示してする。

(規約)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

2 規約の設定、変更又は廃止は総会の議決を経なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、規約の変更のうち軽微な事項並びに関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理については、総会の議決を要しないものとする。この場合、総会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、書面又は電磁的方法により通知するとともに、第5条の規定に基づき公告するものとする。

第2章 事 業

(事業)

第7条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 所属員の取り扱う管工事に必要な資材の共同購買
- (2) 所属員の事業に関する調査・研究
- (3) 所属員のためにする共同労務管理
- (4) 所属員の経済的地位の改善のためによる団体協約の締結
- (5) 所属員の事業に関する経営及び技術の改善向上並びに組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

（6）所属員の福利厚生に関する事業

（7）前各号の事業に附帯する事業

2 第1項第6号の規定により慶弔見舞金を給付する場合の給付金額は10万円を超えてはならないものとする。

第3章 会 員

(会員の資格)

第8条 本会の会員たる資格を有する者は、本会の地区内において管工事業を資格事業とする協同組合とする。

(加入)

第9条 会員たる資格を有する者は、本会の承諾を得て、本会に加入することができる。

2 本会は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

(加入者の出資払込み及び加入金)

第10条 前条第2項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

2 前項本文の加入者からは、加入金を徴収することができる。

3 加入金の額は、総会において定める。

(自由脱退)

第11条 会員は、あらかじめ本会に通知した上で、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

(除名)

第12条 本会は、次の各号の一に該当する会員を除名することができる。この場合において、本会は、その総会の会日の10日前までに、その会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本会の事業を利用しない会員
- (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本会に対する義務を怠った会員
- (3) 本会の事業を妨げ、又は妨げようとした会員
- (4) 本会の事業の利用について不正の行為をした会員
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした会員

(脱退者の持分の払戻し)

第13条 会員が脱退したときは、会員の本会に対する出資額（本会の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各会員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合はその半額とする。

(使用料又は手数料)

第14条 本会は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。
2 前項の使用料又は手数料は、規約で定める額又は率を限度として、理事会で定める。

(経費の賦課)

第15条 本会は、その行う事業の費用（使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。）に充てるため、会員に経費を賦課することができる。
2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会において定める。

(出資口数の減少)

第16条 会員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終わりにおいてその出資口数の減少を請求することができる。
(1) 事業を休止したとき。
(2) 事業の一部を廃止したとき。
(3) その他特にやむを得ない理由があるとき。
2 本会は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。
3 出資口数の減少については、第13条（脱退者の持分の払戻し）の規定を準用する。

(会員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第17条 本会は、会員名簿を作成し、各会員について次に掲げる事項を記載するものとする。
(1) 名称及びその代表者並びに住所
(2) 加入の年月日
(3) 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日
2 本会は、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
3 会員及び本会の債権者は、本会に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、会員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本会は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。
4 会員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本会に届け出なければならない。
(1) 名称、代表者又は事務所を変更したとき。
(2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき。
(3) 定款又は規約を変更し、若しくは廃止したとき。

(過怠金)

第18条 本会は、次の各号の一に該当する会員に対し、総会の議決により、過怠金を課すことができる。この場合において、本会は、その総会の会日の10日前までに、その会員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。
(1) 第7条第1項第4号に規定する団体協約に違反した会員
(2) 第12条第2号から第4号までに掲げる行為のあった会員
(3) 前条第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした会員

(会計帳簿等の閲覧等)

第19条 会員は、総会員の100分の3以上の同意を得て、本会に対して、その業務取扱時間内はいつでも、会計帳簿又はこれに関する資料（電磁的記録に記録された事項を表示したものと含む。）の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本会は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

第4章 出資及び持分

(出資1口の金額)

第20条 出資1口の金額は、5,000円とする。

(出資の払込み)

第21条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(延滞金)

第22条 本会は、所属員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本会に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利14.6パーセントの割合で延滞金を徴収することができる。

(持 分)

第23条 会員の持分は、本会の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。
2 持分の算定に当たっては、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

第5章 役員、顧問及び職員

(役員の定数)

第24条 役員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 理事 22人以上26人以内
- (2) 監事 1人又は2人

(役員の任期)

第25条 役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 理事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいづれか短い期間。
ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合には、
その総会の終結時まで任期を伸長する。
- (2) 監事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいづれか短い期間。
ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合には、
その総会の終結時まで任期を伸長する。
- 2 挿入（定数の増加に伴う場合の補充を含む。）のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。

4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

(員外役員)

第26条 役員のうち、会員の役員でない者は、理事については2人、監事については1人を超えることができない。

(会長及び副会長の選出)

第27条 理事のうち1人を会長、3人を副会長とし、理事会において選出する。

(代表理事の職務等)

第28条 会長を代表理事とする。

2 会長は、本会の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本会を代表し、本会の業務を執行する。

3 任期の満了又は辞任により退任した会長は、新たに選出された会長が就任するまで、なお会長としての権利義務を有する。

4 本会は、会長その他の代理人が、その職務を行う際、他人に加えた損害を賠償する責任を有する。

5 会長の代表権に加えた制限は善意の第三者に対抗できない。

6 会長は、総会の議決によって禁止されていないときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。

7 本会は、代表理事以外の理事に副会長その他本会を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

(監事の職務)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

2 監事は、いつでも、理事及び参事、会計主任その他職員に対して事業に関する報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事の忠実義務)

第30条 理事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の決議を遵守し、本会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員の選任)

第31条 役員の選任は、総会の議決による。

2 前項の議決は、推薦会議において推薦された者（以下「候補者」という。）について行う。

3 推荐会議は、地域毎に推薦された推薦委員をもって構成する。

4 推荐委員は、前項の地域に属する会員を代表するものとして当該地域に属する会員の過半数の承認を得て選出する。

5 推荐会議が役員の候補者を決定する場合は、その構成員の過半数が出席し、その3分の2以上の多数の賛成がなければならない。

6 第1項の議決は、無記名投票によって行う。ただし、総会において出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決により投票以外の方法を定めた場合はその方法による。

7 2人以上の理事又は監事を選任する場合にあっては、第1項の議決は、候補者を区分して行ってはならない。

8 役員の選任に関する事項は、本条で定めるもののほか規約で定める。

(理事及び監事の報酬)

第32条 役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総会において定める。

(役員の責任免除)

第33条 本会は、理事会の決議により、中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第38条の2第9項において準用する会社法第426条第1項の規定により、法及び主務省令に定める限度において役員の責任を免除することができる。

(員外理事及び員外監事との責任限定契約)

第34条 本会は、員外理事及び員外監事と法第38条の2第9項において準用する会社法第427条の規定に基づく責任限定契約を締結することができる。

2 前項に基づき締結される責任限定契約に記載することができる額は100万円以内とする。

(顧問、相談役及び参与)

第35条 本会に、顧問、相談役及び参与を置くことができる。

2 顧問、相談役及び参与は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

(参事及び会計主任)

第36条 本会に、参事及び会計主任を置くことができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において議決する。

3 会員は、総会員の10分の1以上の同意を得て本会に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

(職 員)

第37条 本会に、参事及び会計主任のほか、その他の職員を置くことができる。

第6章 総会、理事会、委員会、支部及び青年部

(総会の招集)

第38条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は毎事業年度終了後3月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、会長が招集する。

(総会招集の手続)

- 第39条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各会員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。
- 2 前項の書面をもってする総会招集通知の発出は、会員名簿に記載したその会員の住所（その会員が別に通知を受ける場所を本会に通知したときはその場所）にあてて行う。
- 3 第1項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。
- 4 本会は、希望する会員に対しては、第1項の規定による書面をもってする総会招集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことができる。
- 5 前項の通知については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「総会招集通知の発出は」とあるのは、「総会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項中「住所」とあるのは「住所（電子メールアドレスを含む。）」と読み替えるものとする。
- 6 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める（以下同じ。）。
- 7 第1項の規定にかかわらず、本会は、会員全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく総会を開催することができる。

(臨時総会の招集請求)

- 第40条 総会員の5分の1以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする会員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。
- 2 会員は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

- 第41条 会員は、第39条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権行使することができる。この場合は、他の会員でなければ代理人となることができない。
- 2 代理人が代理することができる会員の数は、1人とする。
- 3 会員は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。
- 4 代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権行使するときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

(総会の議事)

- 第42条 総会の議事は、法に特別の定めがある場合を除き、総会員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決する。

(総会の議長)

- 第43条 総会の議長は、総会ごとに、出席した会員のうちから選任する。

(緊急議案)

- 第44条 総会においては、出席した会員（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）の3分の2以上の同意を得たときに限り、第39条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができます。

(総会の議決事項)

- 第45条 総会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 借入金残高の最高限度
 - (2) その他理事会において必要と認める事項

(総会の議事録)

- 第46条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。
- 2 前項の議事録には少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 招集年月日
 - (2) 開催日時及び場所
 - (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
 - (4) 会員数及び出席者数並びにその出席方法
 - (5) 出席理事の氏名
 - (6) 出席監事の氏名
 - (7) 議長の氏名
 - (8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
 - (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）
 - (10) 監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見、総会提出資料に法令、定款違反若しくは著しく不当な事項があるとして総会に報告した調査の結果又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要

(理事会の招集権)

- 第47条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 3 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(理事会の招集手続)

- 第48条 会長は、理事会の日の5日前までに、各理事に対してその通知を発しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を

経ることなく開催することができる。

3 本会は、希望する理事に対しては、第1項の規定による理事会招集通知を電磁的方法により行うことができる。

(理事会の決議)

第49条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(理事会の議決事項)

第50条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

第51条 理事会においては、会長がその議長となる。

2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付するものとする。

3 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 出席理事の氏名
- (5) 出席監事の氏名
- (6) 議長の氏名

(7) 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名

(8) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）

(9) 監事が、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認められるときに理事会に報告した内容及び理事会に出席して述べた意見の内容の概要

(10) 本会と取引をした理事の報告の内容の概要

(12) その他（理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨）

① 招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求による理事の請求を受けて招集されたものである場合

② ①の請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合

③ 監事の請求を受けて招集されたものである場合

④ ③の請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したものである場合

4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

(1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなした場合には、次に掲げる事項

- ① 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- ② ①の事項の提案をした理事の氏名
- ③ 理事会の決議があつたものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項

- ① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- ② 理事会への報告を要しないものとされた日
- ③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(委員会)

第52条 本会は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

(支部)

第53条 本会は、地域ごとの会員をもって構成する支部を置く。

2 支部について必要な事項は、規約で定める。

(青年部)

第54条 本会に青年部を置く。

2 青年部について必要な事項は、規約で定める。

第7章 賛助会員

(賛助会員)

第55条 本会は、本会の趣旨に賛同し、本会の事業の円滑な実施に協力しようとする者を贊助会員とすることができる。ただし、贊助会員は、本会において、法に定める会員には該当しないものとする。

2 贊助会員について必要な事項は、規約で定める。

第8章 会 計

(事業年度)

第56条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(法定利益準備金)

第57条 本会は、出資総額に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金（前期繰越損失がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第59条及び第60条において同じ。）の10分の1以上を法定利益準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩さない。

(資本準備金)

第58条 本会は、加入金、増口金及び減資差益（第13条ただし書の規定によって払戻しをしない金額を含む。）を資本準備金として積み立てるものとする。

(特別積立金)

第59条 本会は、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。

2 前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることができる。

(法定繰越金)

第60条 本会は、第7条第1項第5号の事業（教育情報事業）の費用に充てるため、毎事業年度の利益剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当又は繰越し)

第61条 每事業年度の利益剰余金（毎事業年度末決算において総益金から総損金を控除した金額）に前期の繰越利益又は繰越損失を加減したものから、第57条の規定による法定利益準備金、第59条の規定による特別積立金及び前条の規定による法定繰越金を控除してなお剩余があるときは、総会の議決によりこれを会員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当の方法)

第62条 前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における会員の出資額若しくは会

員がその事業年度において本会の事業を利用した分量に応じてし、又は事業年度末における会員の出資額及び会員がその事業年度において本会の事業を利用した分量に応じてするものとする。

2 事業年度末における会員の出資額に応じてする配当は、年1割を超えないものとする。

3 配当金の計算については、第23条第2項（持分）の規定を準用する。

(損失金の処理)

第63条 損失金のてん補は、特別積立金、法定利益準備金、資本準備金の順序に従つするものとする。

(職員退職給与の引当)

第64条 本会は、事業年度ごとに、職員退職給与に充てるため、退職給与規程に基づき退職給与を引き当てるものとする。

制定経緯

昭和54年5月 1日	制定認可
平成14年7月17日	改正認可
平成20年7月30日	改正認可
平成22年7月 7日	改正認可
令和 6年7月 8日	改正認可